

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年10月2日（令和7年（行情）諮問第1128号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第687号）

事件名：国立保健医療科学院養成訓練事業研修フォローアップ調査に係る回答
用紙の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年9月24日付け科学院発0924第1号により国立保健医療科学院長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

法5条1号に該当しないため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、開示請求者として、令和6年9月3日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）に係る開示請求をした。

イ これに対して、処分庁が、令和6年9月24日付け科学院発0924第1号により原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年10月29日付け（同年11月1日受付）で本件審査請求をした。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

（3）理由

ア 本件対象文書の特定について

審査請求人が開示を求める行政文書（本件請求文書）は、令和２年度に国立保健医療科学院が実施した研修フォローアップ調査に係る研修受講者の派遣元担当者及び研修受講者本人からの回答であり、処分庁は、令和２年度に各回答先から収集した「国立保健医療科学院養成訓練事業 研修フォローアップ調査」のＡ版（派遣元回答用紙）、Ａ´版（受講者回答用紙）及びＢ版を本件対象文書として特定した。

イ 不開示情報該当性について

「国立保健医療科学院養成訓練事業 研修フォローアップ調査」は、研修受講者等から忌憚のない意見を徴し、処分庁が実施する研修事業の適切な運営に還元する目的で実施している。研修受講者等の回答は、極めて個人的な感想を含むものであることから、各回答者には所属機関や氏名を公にしないことを条件に回答を徴しているところであり、回答者には地方自治体の職員のほか、民間病院や団体等の職員が含まれている。

本件対象文書には、所属機関、部局名、氏名、ＦＡＸ番号のほか、自由記載欄に講師名等が記載されているケースもあり、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であることから法５条１号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

補足すると、本件対象文書の情報は、派遣元担当者が受講者を派遣するに当たっての個人的な考え方や受講者本人の研修を受けての個人的な感想であることから、回答者が公務員等であっても法５条１号ハの「職務の遂行に係る情報」であるとはいえない。

さらに、民間病院や団体等からの回答は、法５条２号ロに該当する。

したがって、本件対象文書について、一部不開示とした原処分は妥当である。

（４）結論

よって、本件審査請求について、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

２ 補充理由説明書

（１）回答した都道府県名および担当課名

回答した担当者都道府県名および担当課名を開示することにより、当時回答した担当者名が特定される恐れがあり、法５条１号に該当する。

また、当時の担当者が特定されなくても、都道府県名および担当課名が特定されることにより、所属機関名を公表しないという調査依頼時に示した条件に反することとなり、派遣元担当者との信頼関係を損ない、今後の研修実施に支障を来したり、フォローアップ調査への協力を見

込めなくなる恐れがあり、法5条6号柱書きに該当する。

(2) F A Xにより文書を送信した際に印字される情報のうち、F A X送信元組織名及びF A X番号が記載された部分

送信元の組織名およびF A X番号を開示することによって、都道府県名および担当課名が特定され、(1)に記載した事態が生じることが懸念されるため、法5条1号及び6号柱書きに該当する。

(3) 送信先のF A X番号

令和2年度フォローアップ調査は、民間業者に業務委託を行って実施した。委託内容は、調査票の回収、データ入力、集計表の作成で、調査対象者等からの問い合わせ対応は仕様書に含まれていない。

調査票に記載されている送信先のF A X番号から受託業者が特定された場合、受託業者に問い合わせ等が寄せられる可能性があり、契約期間終了後に契約範囲外の対応をせざるを得なくなり、迷惑をかける恐れがある。

その結果、受託者の本来の業務運営に影響を及ぼし、取引関係や人材確保の面等において当該受託者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため法5条2号イに該当する。

なお、当該業務委託の契約金額は随意契約に係る情報の公表の対象となっていない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 令和7年10月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月16日 | 審議 |
| ④ 令和8年3月11日 | 審議 |
| ⑤ 同年9月8日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ 同年10月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示理由を法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書きに追加・変更して不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、令和２年度に国立保健医療科学院が実施した研修フォローアップ調査に係る研修受講者の派遣元担当者及び研修受講者本人からの回答である。

そして、回答者が所属する組織は、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体の機関、地方独立行政法人のほか、民間の病院や団体等である。また、回答はFAXにより送信されている。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 本件不開示部分は、(i) FAXにより文書が送信された際に印字される送信元組織名及びFAX番号（以下「FAX送信元情報」という。）、研修受講者の派遣元の組織名、部局名、並びに担当者氏名（一部の担当者については電話番号も記載されており、これも不開示とされている。）、(ii) 研修受講者の氏名及び研修受講時の所属機関名（一部の受講者の役職、回答できない事情及び所属機関の所在地並びに退職した受講者の現在の勤務先の名称、所在地、郵便番号及び電話番号も記載されており、これらも不開示とされている。）並びにFAX送信元情報、(iii) 自由記載欄に記載された研修の講師の氏名、(iv) 回答した都道府県名及び担当課名（上記(i)と異なり、担当者名は併記されていない。）並びにFAX送信元情報、(v) FAX送信元情報（派遣元が回答しているが、(i)及び(ii)のように回答者に関する情報が別途記載されてはいない。）、(vi) FAXにより文書が送信された際に印字される情報（FAX送信元情報を除く。）及びFAX送信枚数並びに(vii) 送信先のFAX番号（一部の回答には、送信先の担当者名も記載されており、これも不開示とされている。）が記載されているものと認められる。

なお、諮問庁から提示を受けて、令和２年８月付け総務部研修・業務課発、派遣元研修担当各位／研修修了生各位宛て「令和２年度国立保健医療科学院 研修フォローアップ調査について（ご協力お願い）」（以下「調査協力依頼」という。）を確認したところ、送信先FAX番号は、国立保健医療科学院の業務委託先の特定法人であると認められる。

イ 開示すべき部分（別紙の３に掲げる部分）

上記(2)アの(vi)が記載された部分は、FAX送信元の組織の名称を特定することができる情報であるとは認められず、これを公にしないという条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められない。また、当該部分は特定の個人を識別することができる情報であるとは認められず、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法５条１号及び２号ロのいずれにも該

当せず、開示すべきである。

ウ その余の部分（別紙の３に掲げる部分を除く部分）

（ア）上記（２）アの（i）ないし（iii）が記載された部分及び（vii）の送信先の担当者名が記載された部分

当該部分は、いずれも法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

法５条１号ただし書該当性について検討すると、同号イないしハに該当する事情は認められない。

なお、法５条１号ただし書ハの職務の遂行に係る情報とは、公務員等が行政機関、独立行政法人、地方公共団体の機関等の一員として、その担務する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味すると解される。当該部分には、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員の職名も含まれるが、国立保健医療科学院からの調査協力の依頼に対し、それぞれの職員が任意に回答しているものとするのが自然であり、職務として回答していることをうかがわせるような特別な事情も認められない。

したがって、当該部分は、法５条１号ただし書ハに該当するとはいえない。

さらに、法６条２項による部分開示の可否について検討すると、当該部分は個人識別部分であることから、同項による部分開示の余地もない。

（イ）上記（２）アの（vii）の送信先のFAX番号が記載された部分

国立保健医療科学院の調査協力依頼を確認したところ、研修フォローアップ調査の調査用紙は、業務委託先へFAXにて送信することが明記されている。

そうすると、当該部分を公にし、送信先のFAX番号から受託業者が特定された場合、受託業者に問合せ等が寄せられる可能性があり、その結果、受託者の本来の業務運営に影響を及ぼし、当該受託者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法５条２号イに該当する旨の諮問庁の説明（上記第３の２（３））は否定できない。

（ウ）上記（２）アの（iv）及び（v）が記載された部分

国立保健医療科学院の調査協力依頼を確認したところ、回答の集計に当たり、個人名や地方公共団体名を掲載しないことが明記されている。

また、回答には、同科学院の実施する研修についての忌憚のない率直な感想などが含まれている。

そうすると、当該部分を公にした場合、組織名等から当時回答した担当者が特定されるおそれがあり、当時の担当者が特定されなくても、組織名を公表しないという調査依頼時に示した条件に反することとなり、派遣元担当者との信頼関係を損ない、今後の研修実施に支障を来したり、フォローアップ調査への協力が見込めなくなるおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する旨の諮問庁の説明は否定できない。

(エ) したがって、上記(ア)ないし(ウ)に係る部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当し、同条2号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び2号ロのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求文書

令和２年８月付け総務部研修・業務課発、派遣元研修担当各位／研修修了生各位あて「令和２年度 国立保健医療科学院 研修フォローアップ調査について（ご協力をお願い）」によって照会先から取得した回答そのもの全て

2 本件対象文書

令和２年度に各回答先から収集した「国立保健医療科学院養成訓練事業 研修フォローアップ調査」のＡ版（派遣元回答用紙）、Ａ´版（受講者回答用紙）、Ｂ版

3 開示すべき部分

- (1) １ないし１０頁、１３ないし１８頁、２１ないし４８頁、５１ないし５６頁、６３ないし７０頁、７５頁、７６頁、８１ないし９４頁、９７頁、９８頁、１０１ないし１１０頁の各１行目のＦＡＸ送信日時
- (2) １及び２頁、１３及び１４頁、８１ないし８６頁、９１及び９２頁、１１１及び１１２頁、２５５及び２５６頁、３０９及び３１０頁、３３９及び３４０頁、５０５及び５０６頁、５６４及び５６５頁の各１行目の文書番号等
- (3) ２４５頁の上から４行目のＦＡＸ送信枚数